

第373回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和元年12月25日（水）午後2時00分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 15人

1 番 山川光照委員

2 番 吉田とも委員

3 番 江口勘四郎委員

4 番 後藤敏秀委員

5 番 渡邊智春委員

6 番 大澤健一委員

7 番 井上隆市委員

8 番 原田広幸委員

9 番 富田憲一委員

~~10番 山口久志委員~~

11番 木村正委員

12番 木村辰也委員

13番 上妻一実委員

14番 長沼健司委員

15番 高橋源四郎委員

16番 花谷和男委員

出席推進委員 8人 佐藤秀雄推進委員、平吹正見推進委員、秋葉博司推進委員
北澤徹推進委員、佐藤源一推進委員、鈴木憲一推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章
推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 10番 山口久志委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第410回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程5 議 第3号 第411回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程6 報告第1号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程8 報告第3号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程9 報告第4号 非農地証明書の交付について

日程10 報告第5号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山 徹、主幹兼農地農政係長 井上政幸、主任 大沼織江、主事 齋藤啓華

7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、12月17日に告示になりました、第373回上山市農業委員会総会を開会します。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和元年12月17日、上山市農業委員会告示第16号により、令和元年12月25日、第373回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和元年12月18日付農委第170号をもって、第373回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第373回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、10番、山口久志委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が8人出席しております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、7番、井上隆市委員、15番、高橋源四郎委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。4件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、農業兼造園業であります。原口地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。5番、渡邊智春委員。

渡邊委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。12月23日、借り人の〇〇さんと現地確認を行いました。〇〇さんの畑の並びにあって、そのままさくらんぼを作るということで、娘さんも農業をしております問題はありません。許可相

当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について、譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、農業であります。三上及び相生地内の畑4筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。8番、原田広幸委員。

原田委員 整理番号2について、現地調査の結果を報告します。12月21日、現地確認をして〇〇さんから説明を受けました。〇〇さんは、〇〇の青果物の卸をやっていた方で、親が亡くなって相続した土地です。〇〇さんは、15年前に土地代金を支払い済みで、すももを作っていましたが、護岸工事が入って名義変更が必要となり、申請となったものです。引き続き、すももを作付するということです。で、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権移転の整理番号2については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号3について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について、譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、農業であります。権現堂地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、上妻一実委員。

上妻委員 整理番号3について、現地調査の結果を報告します。12月19日、〇〇さんと現地を見てきました。野菜栽培されていましたが、日当たりがよく野菜栽培に

はいい農地でした。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権移転の整理番号3については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号4について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について、譲渡人は〇〇氏、農業兼自営業、譲受人は〇〇氏、農業、両者は親子であります。三本松、高松及び相生地内の畑12筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。6番、大澤健一委員。

大澤委員 整理番号4について、現地調査の結果を報告します。平成29年4月に〇〇さんから、〇〇さんに所有権を移転しておりましたが、財産保全の関係で名義を元に戻しなさいという県の指導で申請となったものです。平成28年3月に〇〇が破産しておりますが、再度、平成31年4月に名義を戻すようにとの指導があり、今回戻す手続きをしたものです。12月23日に説明を受けましたが、平成29年4月と同じものを耕作しており、特に問題はなしですので、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権移転の整理番号4については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。3件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、農業、借り人は〇〇氏、農業であります。金谷地内の畑1筆の一部について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。15番、高橋源四郎委員。

高橋委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。12月22日、貸し人借

り人のお二人と会って話をしました。現在借りているハウスの空いているハウス2棟を借りて栽培するもので、〇〇さんは、年齢的に無理になってきており、〇〇さんは意欲的に農業に取り組んでいるので、問題なしです。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、賃借権の設定の整理番号1については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について、貸し人は〇〇氏、無職、借り人は〇〇氏、農業であります。細谷地内の畑1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。4番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号2について、現地調査の結果を報告します。12月21日、〇〇さんと面談し、前から借りており期限が切れたので更新するもので、〇〇さんは一生懸命農業をやっているので問題なしです。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、賃借権の設定の整理番号2については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3について事務局長より提案理由の説明をいたしますが、〇〇委員が当事者となっておりますので、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

(高橋委員、退席)

議長 それでは、整理番号3について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について、貸し人は〇〇氏、会社員、借り人は〇〇氏、農業であります。〇〇地内の畑4筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。1番、山川光照委員。

山川委員 整理番号3について、現地調査の結果を報告します。12月22日、〇〇さん立会いのもと、現地で確認を行いました。〇〇さんの農地の隣で、荒れていたものを整備してももの作付をするとのことで、農業委員でもあり問題なしです。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、賃借権の設定の整理番号3については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、〇〇委員の着席を許可します。
(〇〇委員、着席)

議長 日程4、議第2号、第410回農用地利用集積計画の所有権移転について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、第410回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。6件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定新規就農者、譲渡人は〇〇氏でございます。三上地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第410回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について、譲受人は〇〇に事務所を有する〇〇、認定新規就農者、譲渡人は〇〇氏であります。細谷地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

井上委員 〇〇は、何をやっている会社ですか。

事務局長 ワインぶどうをつくっており、〇〇さんの会社です。

議長 ほかに質疑はございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第410回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について、譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏であります。三上地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

原田委員 〇〇に同姓同名の方がいるが、間違いはないですか。

事務局長 〇〇ですので、間違いはないです。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第410回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号4及び5については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号4及び5について、譲受人は〇〇に事務所を有する〇〇、認定農業者、譲渡人はそれぞれ〇〇氏、〇〇氏、であります。松沢地区の農地整備事業に伴い、三上地内の田2筆について、所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第410回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号4及び5については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号6について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号6について、譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏であります。皆沢地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の

詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第410回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号6については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第411回農用地利用集積計画の利用権設定について議題いたします。整理番号1について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第411回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の7ページをお開きください。20件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。借り人は〇〇に事務所を有する〇〇、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。小穴地内の田1筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第411回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について、借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。高松地内の田2筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第411回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号2については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、

整理番号3について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について、借り人は〇〇に事務所を有する〇〇、認定新規就農者、貸し人は〇〇氏であります。松沢地区の農地整備事業に伴い、細谷地内の田1筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第411回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号3については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号4及び5については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号4及び5について、借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏及び〇〇氏であります。三上地内の田3筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第411回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号4及び5については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号6から18については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号6から18について、農地中間管理機構の貸借で、借り人は全て〇〇に事務所を有する〇〇です。田畑24筆について賃借権及び使用貸借権を設定するものです。利用目的は水稻が10件、西洋梨が1件、牧草が1件、さくらんぼが1件となっております。土地の所在や所有者、契約年数等については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第411回農用地利用集積計画の利用権

設定のうち、整理番号6から18については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号19及び20については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号19及び20について、借り人は〇〇に事務所を有する〇〇、認定新規就農者、貸し人は〇〇氏及び〇〇氏であります。三上地内の田畑4筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第411回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号19及び20については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の12ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇に事務所を有する〇〇であります。藤吾地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程7、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の13ページをお開きください。11件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号5、10及び11については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 8、報告第 3 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 3 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の 15 ページをお開きください。2 件の届出がございました。整理番号 1 について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。金谷地内の畑 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号 2 について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号 2 について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、皆沢地内の田 2 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 9、報告第 4 号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 4 号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の 16 ページをお開きください。2 件の申請がございました。整理番号 1 について、申請人は〇〇氏であります。権現堂地内の畑 1 筆について申請があったものです。昭和 56 年 8 月 18 日付けで転用許可を得て、以後、宅地として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号 2 について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号 2 について、申請人は〇〇氏であります。金谷地内の畑 2 筆について申請があったものです。平成 6 年から旧中川農協の駐車場として貸借をして、以後駐車場として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って 20 年以上経過していることから、非農

地証明を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程10、報告第5号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第5号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の17ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について、届出者は〇〇氏、施工者は〇〇であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後2時50分)

議事録署名委員

議事録署名委員